

## 合同会社と株式会社の違い

	合同会社	株式会社
設立時の登録免許税	6万円	15万円
資本金の出資者	出資者 = 代表社員兼業務執行権を有する社員となる	出資者 = 株主
役員の任期	任期なし	最大10年(株式の譲渡制限がある場合)
機関の設置	なし	取締役会、監査役など設置可能
株式	なし	あり
定款認証	なし	あり
決算の公告義務	なし	あり

## 合同会社のメリット

出資者 = 社員となるので、出資者同士で会社内部の取り決めが可能  
所有と経営の一致

会社維持の手間やコストが抑えられる

取締役会や株主総会等開催せずに取り決めが可能の為、迅速な意思決定が可能

出資額によって議決権が設定されていないため、出資者は平等な発言権がある

## 合同会社のデメリット

会社としての信用度が低く見られがち

## 実務上の注意点

- ・定款で定めれば業務執行社員でない社員を設定でき、業務執行社員から代表社員を選任できる。
- ・業務執行社員が法人の場合、職務執行者を定める必要がある(登記される)。職務執行者は会社の従業員でなくてもよく、取締役会で議決する。(法人の謄本、取締役会議事録等を添付する)
- ・登記の際、印鑑証明書は代表社員のみ必要、その他の社員は就任承諾書に記載するための住所がわかる免許証等をもらう。

### こんな方におすすめ

会社としての信用度を重視しない

とにかくコストや手間を減らしたい

意思決定を素早くしたい